

## 建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱要領

平成22年8月25日決裁  
令和6年3月26日改正

(趣旨)

- 1 建設工事等の入札時に提出された入札金額見積内訳書(以下「内訳書」という。)が不備である場合の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(無効とする場合)

- 2 内訳書が未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を無効とする。

(1) 未提出又は未提出と同等と認められる場合の例

- ア 内訳書の全部が提出されていない場合
- イ 内訳書の一部が提出されていない場合
- ウ 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- エ 他の工事の内訳書が提出された場合
- オ 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- カ 当該工事等に対応する内訳書が特定できない場合

(2) 記載すべき事項が欠けている場合の例

- ア 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- イ 工事若しくは業務名、業者名又は代表者名の記載がない場合
- ウ 指定の内訳書で明示した「必須入力」の項目に記載がない場合

(原則として無効とする場合)

- 3 記載事項に誤りがある場合は、当該入札を原則として無効とする。なお、明らかに軽微な誤記であると認められる場合は、無効としないことができる。

(1) 記載すべき事項に誤りがある場合の例

- ア 工事若しくは業務名、業者名又は代表者名に誤りがある場合
- イ 内訳書の合計額が入札書の入札額と異なる場合
- ウ 内訳書の計算が間違っている場合

(入札金額に相違があった場合)

- 4 内訳書の合計額と入札書の入札額に違いがあった場合、いかなる場合でも入札書の入札額を当該入札の入札額とする。

(談合の疑いが認められる場合)

- 5 内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合は、入札を保留し、深谷市建設工事等入札談合情報措置要領に基づき、処理するものとする。

(1) 談合の疑いが認められる場合の例

- ア 他の業者の内訳書が添付されている場合
- イ 他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部を使用していると認められる場合
- ウ その他談合が推測される記載等がある場合